

令和7年度 西浦上小学校 部活動（文化部）の活動方針

適切な部活動を目指して

部活動は、学校教育の一環としておこなわれるものであり、異年齢との交流の中で、児童生徒同士、児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は大きい。活動においては、児童生徒が自主的、自発的な参加となるように、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

スポーツ医・科学的見地から

ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。（公益財団法人 日本スポーツ協会）

バランスのとれた活動

活動においては、児童生徒に、自主的、自発的に参加できるよう、実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要。

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

長 崎 県 教 育 委 員 会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン

長 崎 市 教 育 委 員 会

課外クラブ（部活動）指導の手引き（長崎市版ガイドライン） 運動部活動概要版・文化部活動概要版

「ねばり強くたくましい 心豊かな長崎っ子を育む望ましい課外クラブ（部活動）をめざして」
 ア児童生徒の個性の尊重と適切な課外クラブ（部活動）の運営
 イ児童生徒のバランスのとれた生活の確保
 ウ地域や保護者に開かれた課外クラブ（部活動）の運営

※詳しくは、長崎市課外クラブ（部活動）ガイドライン

各学校

部活動に係る地域の実情等

【児童生徒や保護者、地域の実情】

本校は600名以上の児童が通っている学校であるが、地域の中で音楽をする場には限りがあり、児童数の割に学ぶ場は少ない。

【施設等の使用状況】

本 校 の 活 動 方 針

【部活動のねらい】

共通の興味や関心をもつ児童が自発的に活動することにより、児童に楽器を演奏する楽しさ、快さを体感させ、積極的に音楽に親しむ態度を育む。
 また、これらの活動を通して、社会性や主体性、規範意識などを育んだり、ともに切磋琢磨しながら異なる学級、学年の児童との交流を深めたりすることで、責任感、連帯感を培い、生涯にわたって豊かな音楽ライフを継続するための基礎づくりに努める。

【休養日及び活動時間】

- 活動については、週3日以上休養日を設定する。
- 土曜日・日曜日・祝日は休養日として、原則として練習を休止する。
- 毎月第3日曜日は、「家庭の日」であることから、課外クラブ活動を行わない。
- 毎週木曜日は、「ノー部活動デー」とし、活動日としない。
- 平日の練習は2時間以内程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- 課外クラブは、学校教育活動の一環であり学校の教育方針に則って行う。
- 年間及び毎月の活動計画を校長に提出し、承認を得ること。
- 各種大会の参加については、長崎市のガイドラインに沿って、中学校に準じ、次のようにする。
 ※年間を見通し、児童に目標とさせるメインの大会参加を3回、それへ向けての準備・調整を図る事を念頭に置き、その他の大会参加は、年7回(メイン大会参加3回含まず)を上限とする。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

年に1回、管理職、課外クラブの指導者及び保護者代表が一堂に会し、情報の共有や協議を行い、連携を深めている。

【熱中症等の事故防止について】

細めな水分補給を行うことを徹底している。

【児童生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】